資料１

議題１　床下浸水等発生時におけるし尿・浄化槽汚泥の収集運搬について（豊川市提出）

市名	回答		
	（１） 収集運搬体制について	（２）	
		特別規定の有無	【規定がある場合】 内容
名古屋市	し尿については災害時特別作業実施要綱を定めており、避難勧告が発令されている場所や冠水等で通行できない地域については収集作業を中止するが、原則として安全作業を順守しながら収集・運搬作業を実施する。車両、人員等が不足する場合は、民間事業者から供給を受ける協定を結んでいる。 収集後は、通常通りし尿作業場まで運搬するが、下水道部局と協議の上、必要に応じて指定されたマンホールへ投入することができることとしている。 浄化槽汚泥については本市では許可制としており、民間業者により収集運搬している。	○	通常は仮設トイレのくみ取りのみ手数料を定めているが、天災により広域避難所等に設置した仮設便所からくみ取る際は、手数料の全額を免除する。 （くみ取り便所のくみ取りは通常時から無料） 浄化槽汚泥については天災で適用される場合を想定していない。
豊橋市	本市が許可するし尿・浄化槽汚泥の収集運搬業者により収集運搬を行う。	○	災害によりし尿汲み取り槽が浸水被害を受けた世帯にし尿処理料金に対する交付金の交付を行うこととしている。 【交付対象】 雨量が時間当たり20㎜以上あった場合又は床下浸水以上の災害が認められた場合であって、し尿汲み取り槽が満水になったことにより汲み取りが必要な世帯 【交付金額】 し尿処理料金の１／２
岡崎市	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は許可制としている。	×	規定されていないが、平成20年8月末豪雨で浸水被害があった際、浸水後1回は収集運搬業者は被災者から料金を徴収しないこととし、岡崎市が業者に支払いを行った。
一宮市	市の許可業者が実施（し尿許可業者５社、浄化槽汚泥許可業者６社）	×	
瀬戸市	平時の収集運搬体制はし尿は委託、浄化槽汚泥は許可制をとっており、災害時であっても平時と同様の収集運搬体制を想定している。	○	・市長は特に必要があると認めるときは、処理手数料を減免することができる。（瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条） ・災害時に災害汚物処理について協力を要請した場合、費用は市が負担するものとし、その金額は協議の上決定する。（災害時における下水・し尿及び浄化槽汚泥の処理等に関する協定）
半田市	本市では、し尿の収集運搬を委託、浄化槽汚泥の収集運搬は許可制としています。大雨・洪水警報の発令や台風で明らかに誰もが半田市に大雨が降ったと確認できる場合で、市民から減免要望があった場合は、し尿汲み取り料金を減免しています。浄化槽汚泥は許可制のため、減免措置はありません。	○	○半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例 第二十一条　一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表に定める額の一般廃棄物処理手数料を徴収する。ただし、家庭ごみで、市長の指示する場所に搬入するときは、無料とする。 2　前項の手数料の算定の基礎となる数量は、市長の定めるところによる。 別表　し尿　収集、運搬及び処分するとき。 三六リットル(仮設トイレにあつては、一八リットル)までごとに　一八〇円 (手数料の減免) 第二十二条　市長は、天災その他特別の理由があると認めたときは、前条の手数料を減免することができる。
春日井市	浄化槽汚泥…許可制(貴市同様手数料の減免等は適用されません。) し尿…市の委託業務で行っており、手数料は市で定めている。	○	条例で、り災時は手数料を減免することができる。
豊川市	床下浸水地区を許可区域とする許可業者が実施する。ただし、業者調整を要するときは、業者が構成する協同組合との協定に基づくこととする。なお、災害規模により、相互応援協定等に基づく応援要請を行う。	×	【補足】 本市では収集運搬に係る手数料（くみ取り料金）を定めておらず、各業者が独自に設定している。また、し尿処理施設の搬入処理手数料は、他市町村からの搬入を除き無料である。
津島市	許可制を採用しています。	×	
碧南市	本市においても、し尿・浄化槽汚泥の収集運搬については、許可制となっています。床下浸水等の災害が発生した場合、市民又は業者から災害によるし尿の汲み取り依頼を受け、職員が現場を確認後、業者が汲み取りを行い、市の予算で支払うようになっています。	○	碧南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例により「市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。」としている。
刈谷市	し尿等の一般廃棄物の収集運搬は２社に許可をしております。	○	刈谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 （処理手数料の減免） 第26条　市長は、天災その他特別の理由があると認めたときは、処理手数料を減免することができる。 刈谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則 （処理手数料の減免） 第10条　条例第26条の規定による減免は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 （２）　天災により通常の量を超えるし尿のくみ取りが必要な場合　通常のし尿に係る処理手数料の額を超える額を免除 （３）　天災又は火災により個人の住居等が損壊し、一度に多量の一般廃棄物（し尿を除く。以下この号において同じ。）が排出される場合　一般廃棄物に係る処理手数料の全額を免除

資料１

議題１　床下浸水等発生時におけるし尿・浄化槽汚泥の収集運搬について（豊川市提出）

市名	回答		
	（１） 収集運搬体制について	（２）	
		特別規定の有無	【規定がある場合】 内容
豊　田　市	し尿収集は、豊田市市街地については直営で実施し、その他は業者に委託している。旧豊田地区は直営及び委託４業者。藤岡、小原、足助、下山及び旭地区は委託宅１業者。稲武地区は委託１業者で実施している。	○	「豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則」第１２条において減免の規定がある。(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条に規定する生活扶助を受けていること。(2)り災していること。(3)その他市長が必要と認めること。 と、なっており、同条第２項で、一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。と、しており。 同条第３項で、減免できる期間は、り災した日から起算して30日以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、期間を延長することができる。と、している。 別表第２（第１２条関係）で、減免の率は、(2)り災した物件が居住の用に供していた家屋、動産等である場合又は居住部分の占める割合が２分の１以上の併用住宅である場合：１００％。(3)り災した物件が前号に該当しない場合：５０％。 と、している。 また、浄化槽汚泥については、貴市と同様に特別な取り決めはない。
安　城　市	し尿収集及び浄化槽清掃は3者のみに許可しています。	○	安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に「（手数料の減免）第13条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。」とありますが、実際には、収集運搬は許可制としており、手数料の算定・収受を市が行っていないため、手数料の減免などの規定が適用されないことになっています。
西　尾　市	委託制としています。	○	豪雨、台風等で災害対策本部が設置され、床下浸水以上の浸水を確認した家屋のくみ取り手数料を減免します。上限７２０リットル。
蒲　郡　市	許可制であり、直営体制ではないため、許可業者が行うことになる。	×	
犬　山　市	当市では、「し尿汲み取り業務」を市内事業者（1者）に委託契約し、浄化槽汚泥の収集運搬は、許可制としています。現在の許可業者は、市内外の5者です。平成29年7月14日の豪雨の際は、し尿汲み取り便槽に水が流入した場合の臨時対応をし尿汲み取り業務受注者に指示しました。	○	し尿に係る一般廃棄物処理手数料は、犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第18条において「市長は、天災、その他特別の事由があると認めるときは、前条の処理手数料を減免することができる。」と規定しています。浄化槽汚泥の収集運搬に係る手数料については、許可制のため特別な規定等はありません。
常　滑　市	市委託業者により、し尿の収集運搬を行っている。また、浄化槽汚泥については、市民が浄化槽清掃業の許可を受けた業者に委託し、収集運搬を行っている。	○	災害救助法第２条に規定する救助が行われた場合及びこれに準ずる異常災害が発生した場合において、市長が必要と認めたときには、し尿汲取り手数料を減免する。
江　南　市	許可制	○	「江南市浸水便槽汲取手数料助成金交付要綱」により、汲取り料金の全額を補助している。
小　牧　市	本市は許可制を採っており、貴市と同様手数料の算定・収受は行っておりません。	○	し尿くみ取りについてのみ、「小牧市災害時し尿くみ取補助金交付要綱」内で定義する災害により被災した市民等から、くみ取りに要する費用を減額して受け取った許可業者に対し、くみ取費の半分を補助金として交付するもの。
稲　沢　市	提案市同様、本市におきましてもし尿・浄化槽汚泥の収集運搬は許可制としており、市は手数料の算定・収受を行っておりません。	○	集中豪雨等により公共の側溝、河川、道路等からの流水の浸入が原因で便槽が浸水し、直ちに汲取りを実施しなければ当該便槽を使用することができない世帯を対象とする。ただし、浸水の原因が浸水した世帯の排水設備の不備による場合は、この限りでない。なお、助成する額は、当該世帯の浸水便槽の汲取り経費額以内とする。
新　城　市	し尿は市の委託業者、浄化槽汚泥は市の許可業者が収集運搬しています。	×	し尿汲取りは条例で「天災その他特別な理由があると認めるとき」として手数料を減免できますが、浄化槽汚泥抜取りは市の手数料に該当しないことから業者の判断するところになります。ちなみに、浄化槽汚泥を処理施設へ搬入する手数料は減免の規定があります。
東　海　市	し尿：委託（条例に基づき手数料を徴収） 浄化槽汚泥：許可（市手数料徴収無し）	○	し尿処理手数料：条例に減免の規定あり 浄化槽汚泥：市には減免規定無し
大　府　市	し尿収集運搬については、１社が担っています。 下水道の普及により長期的に見ると、し尿収集の需要が減少しています。 そこで、本市では経営の安定化等を目的とした下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画により、し尿収集運搬車及び浄化槽清掃車の要処理台数を算出し、両事業の車両や人員の共用を図る等効率化を図ることとしており、災害時にも相互に応援体制を組むなど柔軟に対応することができると考えています。	○	大府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第30条（手数料の減免） 市長は、天災その他特別な理由があると認める場合は、一般廃棄物処理手数料を減免することができる。
知　多　市	し尿については委託、浄化槽汚泥については許可制となっています。	○	浄化槽汚泥-無、し尿-有 「知多市廃棄物の処理及び清掃に関する条例　第11条「天災その他特別の事情があると市長が認めたときは、前条の手数料を免除することができる。」によりし尿くみ取り手数料について減免。台風などにより床下浸水以上の被害がある場合に適用。

資料１

議題１　床下浸水等発生時におけるし尿・浄化槽汚泥の収集運搬について（豊川市提出）

市名	回答		
	（１） 収集運搬体制について	（２）	
		特別規定の有無	【規定がある場合】 内容
知　立　市	し尿くみ取りは委託しており、浄化槽は許可制となっています。	○	し尿くみ取りは天災等その他特別な事情の場合、申請により減免しているが、広範囲に及ぶ場合はこの限りではありません。なお、浄化槽汚泥の収集は許可制であり、業者と当事者間における契約になるため市での減免はありません。
尾 張 旭 市	し尿　：指定地域ごとに委託契約 尾張旭市廃棄物処理清掃規則の規定に基づき、無料券を交付することができます。 浄化槽：許可制 手数料の算定・収受を市が行っていないため、手数料の減免は適用外となります。	×	（し尿について、規則には床下浸水等発生時における手数料の取り扱いに関する特別な規定はありません、規則における「その他市長が必要と認める者」を適用して手数料を減免しています。）
高　浜　市	し尿の収集運搬は、市内のし尿収集運搬の許可事業者に委託しています。	○	「高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」にて手数料の減免を規定しており、土地又は建物の占有者(占有者がない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。)が天災その他の災害を受けたとき、廃棄物処理手数料減免申請書を提出することにより汲み取り量の全額を免除することができる。
岩　倉　市	委託制	○	岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第２１条において、「災害その他特別の事情があると市長が認めたときは、手数料を減免することができる。」と規定している。
豊　明　市	災害時のくみ取りについては、平常時の収集及び処理体制を基本とするため、委託業者による収集となります。（豊明市災害廃棄物処理計画に規定）	×	
日　進　市	し尿くみとり：業務委託 浄化槽汚泥：許可制	×	
田　原　市	し尿：直営 浄化槽汚泥：許可業者	○	田原市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第24条の３において、「市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前条に規定する手数料を減免することができる。」と規定している。
愛　西　市	許可制で収集運搬している。	×	
清　須　市	本市での収集運搬は指定許可業者制であり、手数料については指定許可業者により徴収を行っている。	×	
北名古屋市	し尿は委託、浄化槽汚泥は許可制としている。	○	北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 第9条第2項(1)　天災その他の災害を受け、市長が必要と認める者 災害対策本部が掌握している浸水地域を共有し、その地域のし尿世帯のみ住民からの申出によりくみ取りを行う（浄化槽については、構造上排水が行われる機能であるため必要がない）。なお、住民からはし尿くみ取り券（36ℓ/250円）を受領せず、くみ取り量（本来くみ取る際に支払う枚数分）を委託業者の実績に応じて委託料としてい払っている。
弥　富　市	許可制	○	台風などにより雨水が汲取便槽に流入した場合、市が許可業者による抜き取り料を負担する。
みよし市	し尿汲取り清掃業務受託者と調整して実施	○	みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の規定により、天災その他特別の事由があると認めるときは、し尿処理手数料を減免することができる。
あ　ま　市	3許可業者による	×	
長久手市	し尿の収集運搬は委託しています。浄化槽汚泥は許可制としています。	○	【し尿】天災により床下浸水等（便槽からあふれた）となった定額制の世帯で、対象となる月の手数料を超えた額。天災により床下浸水等（便槽からあふれた）となった従量制の世帯でその処理（便槽内に限る）に係る手数料の２分の１に相当する額